

## 1 目的

この現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル（以下「マニュアル」という。）は、工事現場に設置する現場代理人及び主任技術者、監理技術者、専任特例1号、専任特例2号又は監理技術者補佐（以下「主任技術者等」という。）について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、建設工事の適切な施工を確保することを目的とする。

## 2 対象工事

このマニュアルは、徳島県県土整備部及び各総合県民局県土整備部（以下「~~県土整備部~~と~~いう。~~」）の発注する建設工事を対象とする。

## 3 現場代理人及び主任技術者等

県土整備部の発注する建設工事を受注した者（以下「受注者」という。）は、徳島県公共工事標準請負契約約款に関する規則（以下「約款」という。）により、現場代理人及び主任技術者等を定めて工事現場に設置し、発注者に通知しなければならない。

### 約款 第10条（現場代理人及び主任技術者等）

受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも、同様とする。

- (1) 現場代理人
- (2) 主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐（建設業法第26条第1項に規定する主任技術者、同条第2項に規定する監理技術者又は同条第3項ただし書に規定する監理技術者補佐をいい、同項の工事の場合にあっては、専任の主任技術者又は監理技術者（同条第5項の監理技術者資格者証の交付を受けている者に限る。）とする。以下同じ。）
- (3) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるものをいう。以下同じ。）

### (1) 現場代理人

受注者が工事現場に設置する現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、受注者の代理人として、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行い工事の施工に関する一切の事項を処理する者である。

この工事の施工に関する一切の事項には、工事現場の保安、火災予防、風紀衛生等の事項のほか、契約上の権利・義務に関する事項が含まれている。ただし、次に掲げる事項及び受注者が有する権限を自ら行使するために、現場代理人に委任しない権限を発注者に対し通知した事項は含まない。

なお、建設業法（以下「業法」という。）では、「工事現場に現場代理人を置く場合においては、現場代理人の権限に関する事項等を通知しなければならない。」と規定されている。

- ア 請負代金額の変更
- イ 工期の変更
- ウ 請負代金の請求及び受領
- エ この契約の解除に係る権限
- オ 約款第12条第1項に規定する請求の受理並びに同条第3項の決定及び通知
- カ 約款第12条第4項の請求及び同条第5項の通知の受理

### 約款 第10条（現場代理人及び主任技術者等）

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、この契約書に基づく受注者の一切の権限（請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係るものを除く。）を行使することができる。

代理人及び主任技術者等を工事現場に設置できるよう、受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係を求めている。

なお、共通仕様書では、受注者に対し、選任通知書提出時に「現場代理人等との直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できるものを提示しなければならない。」と規定している。

## (1) 直接的かつ恒常的な雇用関係

直接的な雇用関係とは、現場代理人等と受注者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいう。したがって、在籍出向者、派遣社員について、直接的な雇用関係にあると認めていない。

恒常的な雇用関係とは、一定の期間にわたり勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていることをいう。

県土整備部では、一般競争入札において専任を要する主任技術者等が入札参加資格の要件とするときは、恒常的な雇用関係として、開札日以前に入札参加者と技術者との間に3か月以上の雇用関係※があることを求める（当面は、鋼構造物維持修繕工事（鋼構造物工事で新設工事以外の修繕工事等）において配置する専任の主任技術者等に限り、開札日時点で所属建設企業と雇用関係にあることで足りる）ものとし、総合評価落札方式における配置予定技術者としての評価は、その雇用関係が1年以上となるまで評価対象としないものとする。

また、雇用期間が限定されている継続雇用制度（再雇用制度、勤務延長制度）の適用を受けている者については、その雇用期間にかかわらず、常時雇用されている（＝恒常的な雇用関係にある）ものとみなすものとする。

※合併、営業譲渡又は会社分割等の組織変更に伴う所属建設業者の変更（契約書又は登記簿の謄本等により証明が可能な場合に限る）があった場合には、変更前の所属建設企業との雇用期間を加算することができる。なお、総合評価落札方式における配置予定技術者としての評価についても同様の扱いとする。

持株会社化等による雇用関係の取扱いについては、次の通知を適用するものとし、現場代理人又は監理技術者補佐についても、「主任技術者又は監理技術者」を現場代理人又は監理技術者補佐に読み替えて適用するものとする。（21 参考資料参照）（P60）

- ア 建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて（平成13年5月30日付け国総建第155号）
- イ 持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて（改正）（平成28年12月19日付け国土建第357号）
- ウ 親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）（平成28年5月31日付け国土建第119号）
- エ 官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）（平成28年3月24日付け国土建第483号）

### 共通仕様書 第1編 1-1-15（現場代理人及び主任技術者等）

#### 1.選任通知

(3) 受注者は、選任通知書提出時に次のものを提示しなければならない。なお、提示物は写しても可とする。

- ① 現場代理人と受注者（共同企業体の場合は代表構成員）との直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できるもの（~~健康保険証等~~）。ただし、請負対象金額が200万円未満の工事を除くものとするが、監督員が特に必要と認める場合には提示を求めることができるものとする。
- ② 主任技術者又は監理技術者と受注者（共同企業体の場合は各構成員）との直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できるもの（~~健康保険証等~~）。ただし、監理技術者資格者証で確認できる場合は、この限りでない。なお、入札参加資格として技術者の専任配置が求められた工事にお

ける主任技術者、監理技術者は、開札日（随意契約は見積書提出日）以前に受注者と 3 ヶ月以上の雇用関係がなければならない。

なお、低入札技術者は、開札日以前に受注者と 3 ヶ月以上の雇用関係にあるものとする。

## (2) 雇用関係の確認

受注者との雇用関係の確認は、直接的な雇用関係について、原則として、次の書類により行うものとする。ただし、現場代理人については、請負対象金額が 200 万円未満の工事は、監督員が特に必要と判断した場合に提示を求めるものとする。

また、恒常的な雇用関係の確認は、提示された~~健康保険被保険者証~~、被保険者標準報酬決定通知書又は雇用保険被保険者証により、被保険者証の交付年月日（就職年月日）を基準に確認するほか、直接的な雇用関係を確認した書類に加えて、恒常的な勤務実態を証明する賃金台帳、出勤簿等の提示により行ってよい。いずれの場合においても、受注者が自ら雇用関係を証明する必要があるため、審査担当者として疑義が生じた場合は、確認できる資料の追加提示を求めることができるものとする。

~~なお、令和 6 年 1 2 月 2 日以降も有効期限前の健康保険被保険者証を確認書類として用いることも可能とする。~~

書 類	根 拠	所 有 者	作 成 者	備 考
<del>健康保険被保険者証</del>	<del>健康保険法</del>	<del>従業員本人</del>	<del>全国健康保険協会 健康保険組合</del>	
源泉徴収票	所得税法	従業員本人	建設業者	
健康保険・厚生年金保険 被保険者標準報酬決定通知書	健康保険法	建設業者	全国健康保険協会 健康保険組合	
住民税特別徴収税額の通知書 ・変更通知書	地方税法	建設業者	市町村	
国家資格者等及び監理技術者 一覧表	建設業法	国土交通省 都道府県	建設業者	建設業許可申請
技術職員名簿	建設業法	国土交通省 都道府県	建設業者	経営事項審査申請
雇用保険被保険者証	雇用保険法	建設業者	公共職業安定所	

## 7 現場代理人の常駐

### (1) 現場代理人の常駐

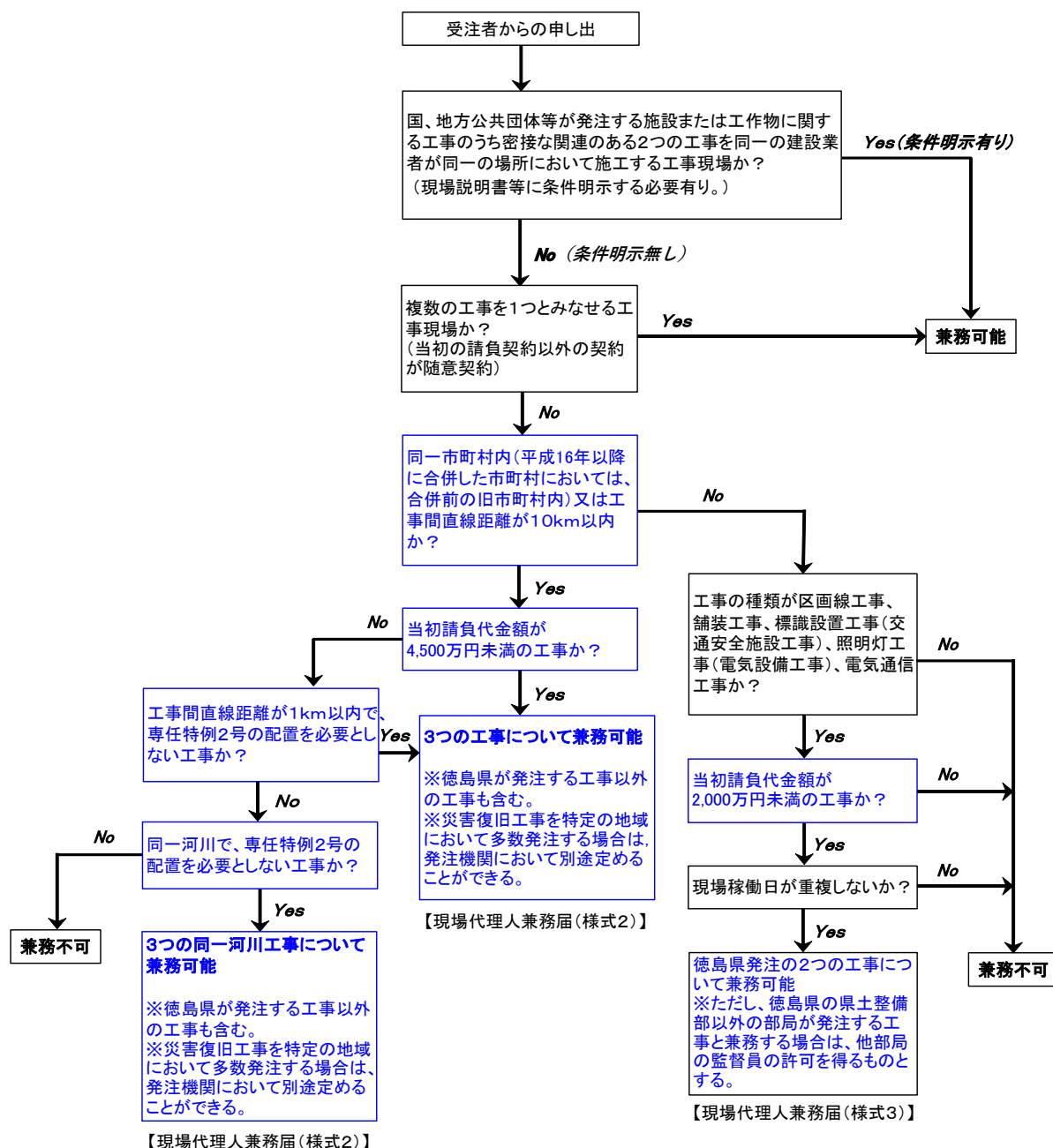
約款第 10 条第 2 項では、現場代理人に対し、工事現場に常駐することを求めている。

現場代理人の常駐とは、この工事のみを担当していることだけでなく、さらに作業期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味するものであり、発注者又は監督員との連絡に支障をきたさないことを目的としたものである。

### (2) 常駐義務の例外

約款第 10 条第 3 項では、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると発注者が認めた場合には、「現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。」と規定している。

この例外規定により、少なくとも次のいずれかに該当する場合には、現場代理人の工事現



## 1.1 専任を要する技術者の工事現場の兼務

### (1) 同一の専任の主任技術者が管理できる工事現場の場合 (当面の運用)

政令第 27 条第 2 項には、「密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。」とされているが、当面、次の要件を全て満たす場合は、専任の主任技術者の兼務を認めるものとする。

現場代理人を含めた兼務については、**21 参考資料 (P97)** を参照。

#### ア 兼務の要件

~~(ア) 東部県土整備局又は各総合県民局県土整備部の各庁舎管内の2つの工事~~

(ア) 県土整備事務所の各事務所管内の2つの工事

(鳴門支所及び那賀支所はそれぞれ別事務所として扱う)

~~※東部県土整備局徳島庁舎は旧庁舎管内(徳島庁舎、鳴門庁舎は別庁舎として取り扱~~

~~う) の2つの工事とする。~~

※請負代金額は問わない。

※徳島県の県土整備部以外の部局（以下、他部局）が発注する工事と兼務する場合は、他部局の監督員の了解を得るものとする。なお、農林水産部が発注する工事と兼務する場合は、当該兼務要件とする。

※徳島県が発注する工事以外の工事も含む。ただし、県工事以外と兼務する場合は、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事に限る（21 参考資料（P99）参照）。

(イ) 平成26年3月1日以降に入札公告又は指名通知する工事

※兼務する他工事の契約時期は問わない。

◆入札公告又は指名通知時期別の兼務要件一覧表

兼務要件	公告・指名時期	H26.3.1以降
	対象業務	全業種
相互の距離		東部県土整備局 又は 各総合県民局県土整備部の各庁舎管内 県土整備事務所の各事務所管内 （鳴門支所及び那賀支所はそれぞれ別事務所として扱う）
件数		2件
金額		制限なし
対象工事		全工事 （県工事以外と兼務する場合は、相互に調整を要する工事等に限る。）

## イ 兼務の手続き

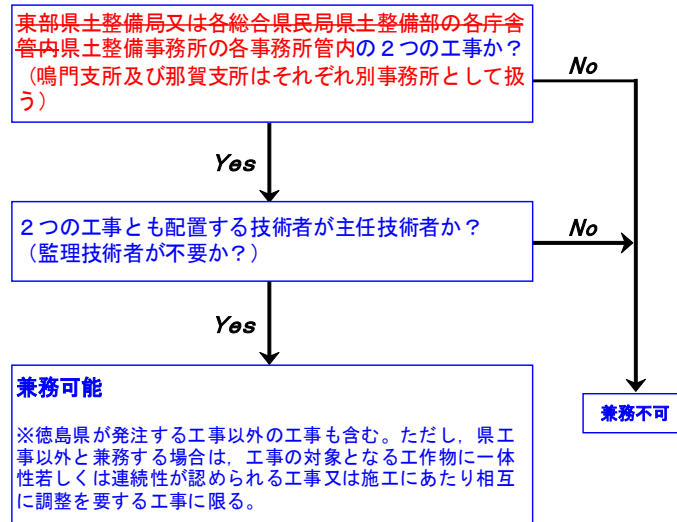
(ア) 受注者は、総合評価落札方式の場合には落札候補者となった時点で「主任技術者兼務届（様式1）」（20 様式集参照）（P46）を契約事務担当者へ、その他の場合は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に同届を監督員へ提出し、確認を受けなければならない。

(イ) 受注者は、発注者に「主任技術者兼務届」を提出するまでに、兼務する他工事の監督員等に対しても、「主任技術者兼務届」を提出し確認を受けなければならない。

### 政令 第二十七条（専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする建設工事）

2 前項に規定する建設工事のうち密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。

ウ フロー図（当面の運用）



(2) 監理技術者等の専任義務の合理化【専任特例1号】

請け負った建設工事の請負代金の額が一定金額以上の場合には、主任技術者又は監理技術者は専任で置くことが求められているが、業法第26条第3項ただし書においてその特例が設けられており、同項ただし書による場合を「専任特例」、同項第一号による場合を「専任特例1号」とし、次の要件を全て満たす場合は、専任の主任技術者又は監理技術者の兼務を認めるものとする。なお、専任特例1号は、下請け企業が配置する主任技術者についても適用が可能である。

ア 兼務の要件

監理技術者制度運用マニュアル（抜粋）

三 監理技術者等の工事現場における専任

(2) 主任技術者又は監理技術者の専任の特例

① 専任特例1号については、主任技術者又は監理技術者は、専任を要する工事を兼務できるとされており、適用にあたっては、以下の全ての要件に適合しなければならない。なお、専任特例1号は、下請け企業が配置する主任技術者についても適用が可能である。

- 1) 各建設工事の請負代金の額が、1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）であること（令第二十八条）。なお、工事途中において、請負代金の額が1億円（建築一式工事の場合は2億円）以上となった場合には、それ以降は専任特例を活用できず、主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。
- 2) 建設工事の工事現場間の距離が、同一の主任技術者又は監理技術者がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね2時間以内であること。（省令第十七条の二第一項第一号）なお、左記の移動時間は片道に要する時間であり、また、その判断は当該工事に関し通常の移動手段（自動車など）の利用を前提に、確実に実施できる手段により行うものとする。
- 3) 当該建設業者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が3を超えていないこと。（省令第十七条の二第一項第二号）なお、工事途中において、下請次数が3を超えた場合には、それ以降は専任特例は活用できず、主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。
- 4) 当該建設工事に置かれる主任技術者又は監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための

工事現場」と「専任を要しない工事現場」を同一の主任技術者又は監理技術者が兼務することは可能であるが、専任を要しない工事現場についても、2)～7)の要件を満たし、かつ全ての工事現場の数が2を超えてはならない。

※専任特例1号の要件については、建設業法の目的である「適正な施工を確保し発注者を保護する」ことを前提にしつつ、担い手確保や生産性向上、あるいはDX技術の進展など、現状の建設業を取り巻く環境及び状況を踏まえ、その規定内容の水準を設定したもの。

## イ 兼務の手続き

(ア)受注者は、総合評価落札方式の場合には落札候補者となった時点で「人員の配置を示す計画書」を契約事務担当者へ、その他の場合は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に同計画書を監督員へ提出し、確認を受けなければならない。(20 様式集参照) (P50)

(イ)受注者は、発注者に「人員の配置を示す計画書」を提出するまでに、兼務する他工事の監督員等に対しても、「人員の配置を示す計画書」を提出し確認を受けなければならない。

## ウ 留意事項

同一の監理技術者又は主任技術者が、専任特例1号を活用した工事現場と専任特例2号を活用した工事現場を兼務することはできない。

### 業法 第二十六条 (主任技術者及び監理技術者の設置等)

3 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、前二項の規定により置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。ただし、次に掲げる主任技術者又は監理技術者については、この限りでない。

## (3) 同一の監理技術者が管理できる工事現場の場合 (当面の運用)

専任特例2号については、監理技術者は専任を要する工事を兼務できることとされており、当面の間、次の要件を全て満たす場合は、専任特例2号の配置(監理技術者の兼務)を認めるものとする。(21 参考資料 (P102～103) 参照)

## ア 兼務の要件

(ア)~~東部県土整備局又は各総合県民局の各局管内の2つの工事~~

「徳島・鳴門・吉野川」、「阿南・那賀・美波」、「美馬・三好」のいずれかの県土整備事務所及び支所管内における2つの工事

※「徳島県が発注する当初請負対象金額が2億円未満の工事」又は「国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関が発注し監理技術者の兼務が認められている公共工事」であること。

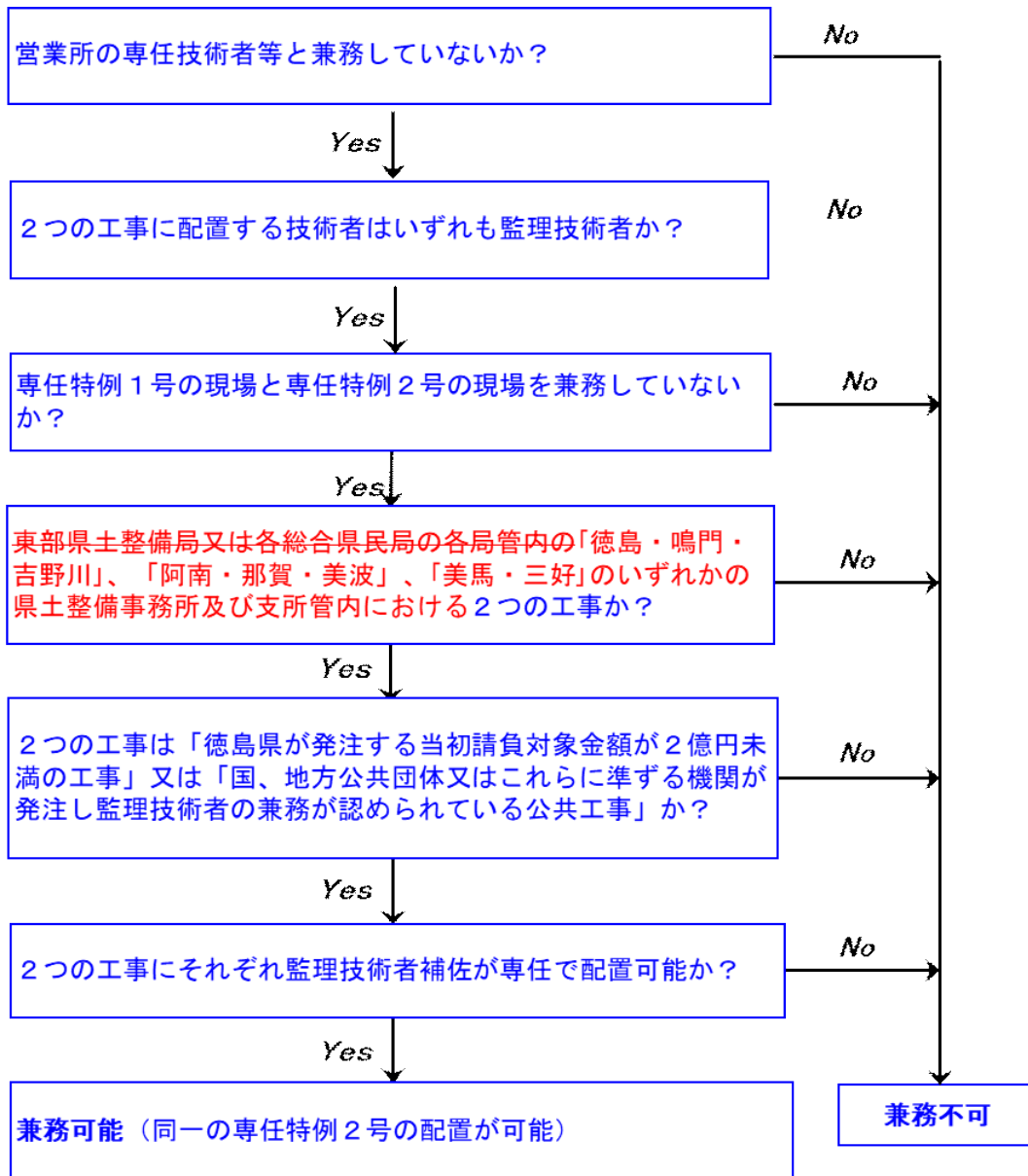
※低入札工事でないこと。

※災害復旧工事や維持工事(24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事)でないこと。

(イ)監理技術者補佐を当該工事現場ごとに専任で配置できること。

※監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する者のうち一級の技術検定に合格した

エ フロー図



(4) 複数の工事を1つとみなせる工事現場の場合

発注者が、契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、同一の主任技術者又は監理技術者がこの工事全体の請負契約を履行することが合理的な場合がある。このため、全体の工事を1つの工事とみなせるときは、受注者は、全ての発注者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た上で、同一の主任技術者又は監理技術者を工事現場に配置できるものとする。

なお、この場合の建設業の許可及び主任技術者と監理技術者との区分の適用については、次のとおり、全体の工事を1つの工事とみなして業法等の規定を適用するものとする。

ア 適用

(ア) 複数の工事の下請金額の合計が 5,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）以上となる場合は特定建設業の許可が必要であり、工事現場に監理技術者を配置しなければならない。

## ⑥ 契約締結以降の取扱い

### ア 死亡、入院等及び工期延伸の場合

(ア) ~~発注者は、受注者が同等以上の資格を有する者をこの工事に配置できるときは、この技術者を配置させることで、契約を継続するものとする。~~

~~また、受注者が1か月以内に同等以上の資格を有する者を直接雇用し、配置させるときも同様とする。~~

~~なお、新たに雇用する技術者は、専任を要する場合においても、特殊事情における例外的な扱いとして、受注者との3か月以上の恒常的雇用関係を要しない。~~

~~新たに配置する技術者が開札時点の評価と同等以上の評価を有しないときは、口頭注意又は文書注意とし、工事成績評定点を減点する。ただし、受注者が、ワークライフバランスの認定等\*を受けており、交代前の配置予定技術者が養育する子の育児休業を取得するため途中交代する場合は措置の対象外とする。~~

~~なお、当該工事が完了するまでの間に、配置予定技術者が育児休業から復帰する場合は、当該工事の配置予定技術者として従事するものとする。~~

~~※ワークライフバランスの認定等とは、くるみん、えるぼし、ユースエールのいずれかの認定又は徳島県はぐくみ支援企業の認証をいう。~~

~~なお、この技術者が開札時点での同等以上の評価を有しないときは、次の方法により工事成績評定点を減点するものとする。ただし、有効な入札を行った者が1者の場合は、工事成績評定点の減点対象から除外する。~~

~~また、受注者が1か月以内に同等以上の資格を有する者を直接雇用したときは、同様に扱うものとする。~~

~~なお、新たに雇用する技術者は、専任を要する場合においても、特殊事情における例外的な取扱いとして、受注者との3か月以上の恒常的雇用関係を要しないものとする。~~

<del>工事成績評定における減点方法  総合評価における当初技術者の評価点 A  変更技術者の落札決定時における評価点 B  工事成績評定点の減点値 <math>(A - B) / A \times 1.3</math> 点  減点値は小数第1位(小数第2位四捨五入)止めとする。</del>	<del>----- (式1) -----</del>
---	-----------------------------

(イ) ~~発注者は、受注者が1か月以内に同等以上の資格を有する者を直接雇用できる見込みがなく、1か月以内に同等以上の資格を有する者をこの工事に配置できないときは、契約約款第60条に基づく協議により、この契約を終了し、出来高部分等を精算するものとする。~~

### イ 退職の場合

(ア) ~~発注者は、受注者が同等以上の資格を有する者をこの工事に配置できるときは、この技術者を配置させることで、契約を継続するものとする。~~

~~なお、ただし、この技術者が開札時点での評価と同等以上の評価を有しないときは、1回の入札参加資格制限及び式1の方法により口頭注意又は文書注意の上、工事成績評定点を減点するものとする。ただし、有効な入札を行った者が1者の場合は、工事成績評定点の減点対象から除外する。~~

(イ) ~~発注者は、同等以上の資格を有する者をこの工事に配置できないときは、工事続行不能の取り扱いとし、約款第44条第1項第4号に基づき契約を解除し、出来高部分等を精算するものとする。また、2回の入札参加資格制限徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱に基づく入札参加資格停止を行うとともに、及び約款第51条第2項に基づき請~~

負代金額の 10 分の 1（予定価格が 10 億円以上の工事及び低入札工事の請負契約にあっては、10 分の 3）に相当する額を違約金として徴収するものとする。

(3) その他の取扱い

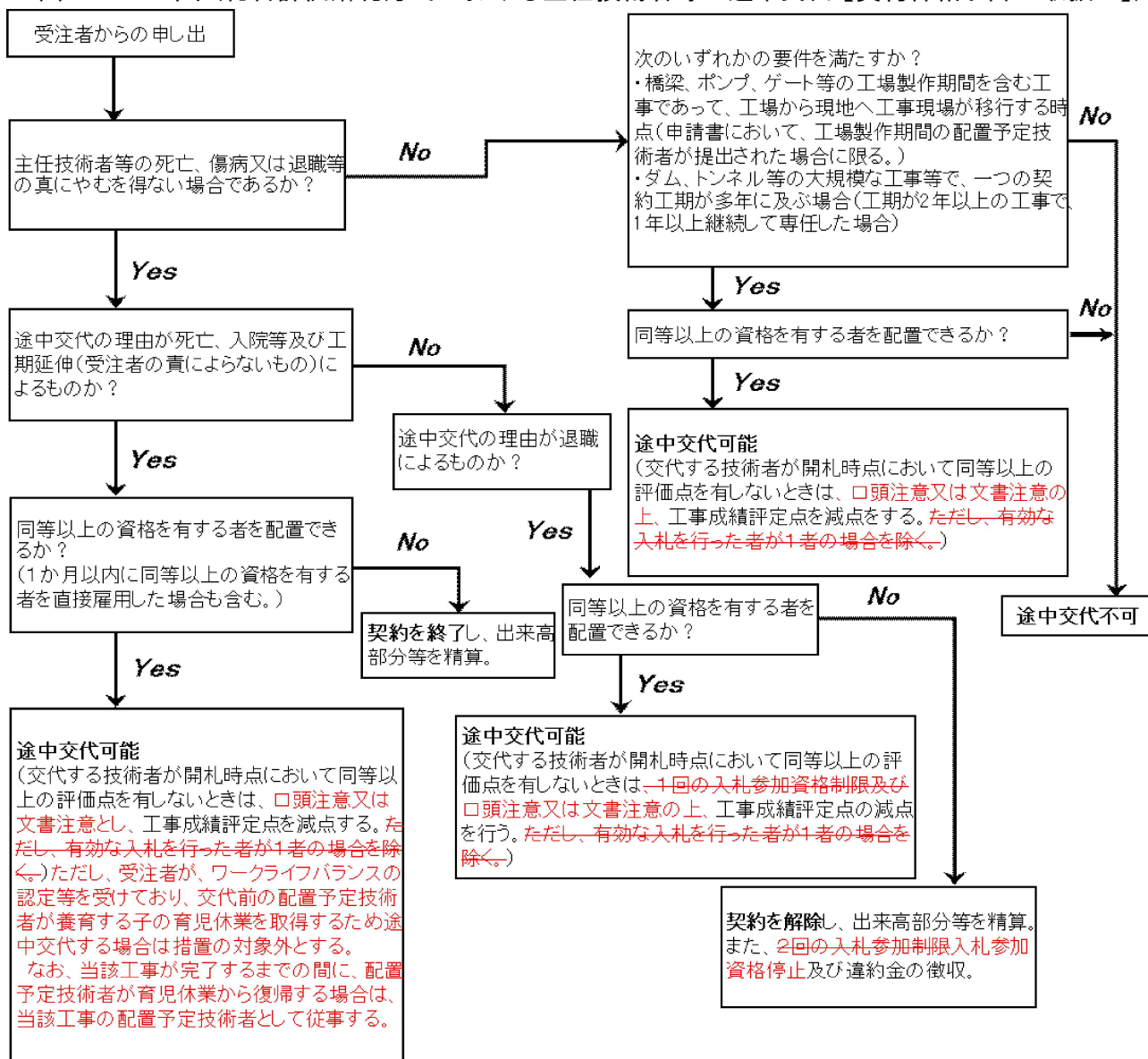
特殊事情の場合の他、次のいずれかに該当する場合についても、途中交代を認める。

ア 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作期間を含む工事であって、工場から現地へ工事現場が移行する時点（申請書において、工場製作期間の配置予定技術者が提出された場合に限る。）

イ ダム、トンネル等の大規模な工事等で、一つの契約工期が多年に及ぶ場合\*（交代の時期が一定の区切りと認められるほか、同等以上の資格を有する者を配置できる場合に限る。なお、交代する技術者が開札時点での同等以上の評価を有しないときは、~~式1の方法により~~ **口頭注意又は文書注意の上**、工事成績評定点を減点するものとする。~~ただし、有効な入札を行った者が1者の場合は、工事成績評定点の減点対象から除外する。~~また、受注者は、工事の規模、難易度に応じ一定期間重複して工事現場に配置するなどの措置をとることにより、工事の継続性を確保しなければならない。）

\*工期が2年以上の工事で、主任技術者等として1年以上継続して専任した場合

(4) フロー図（総合評価落札方式における主任技術者等の途中交代【契約締結以降の取扱い】）



## 1.6 価格競争における専任の主任技術者の途中交代

県土整備部では、施工管理をつかさどる主任技術者の工期途中での交代について、建設工事の適切な施工を阻害する恐れがあることから、価格競争落札方式を適用し契約した建設工事においても、慎重かつ必要最小限としている。このため、受注者は、専任の主任技術者の途中交代が必要になったときは、監督員と協議し、認められなければならない。

なお、この途中交代を認める要件としては、次のとおり取り扱うものとする。

### (1) 特殊事情※の取扱い

(※特殊事情は、15 総合評価落札方式における主任技術者等の途中交代 (1) 特殊事情の解釈等を参照。)

#### ア 死亡、入院等及び工期延伸の場合

(ア) 発注者は、受注者が主任技術者に必要となる一定の施工実務及び一定の資格を有する者（以下「有資格者」という。）をこの工事に配置できるときは、この技術者を配置させることで、契約を継続するものとする。ただし、入札公告において「入札に参加する者に必要な資格」として他の要件を求めているときは、その要件と同等以上の資格を必要とする。

また、受注者が1か月以内に有資格者を直接雇用したときは、同様に扱うものとする。

なお、新たに雇用する技術者は、専任を要する場合においても、特殊事情における例外的な取扱いとして、受注者との3か月以上の恒常的雇用関係を要しないものとする。

(イ) 発注者は、受注者が1か月以内に同等以上の資格を有する者を直接雇用できる見込みがなく、同等以上の資格を有する者をこの工事に配置できないときは、約款第 610 条に基づき協議により、この契約を終了し、出来高部分等を精算するものとする。

#### イ 退職の場合

(ア) 発注者は、受注者が有資格者をこの工事に配置できるときは、この技術者を配置させることで、契約を継続するものとする。

(イ) 発注者は、有資格者と交代できないときは、工事続行不能の取り扱いとし、約款第 44 条第 1 項第 4 号に基づき契約を解除し出来高部分等を精算するものとする。

なお、受注者に対し、約款第 51 条第 2 項の規定により、請負代金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として徴収するものとする。

また、受注者に対し、~~一回の入札参加資格制限を行う~~徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱に基づく入札参加資格停止を行うものとする。

### (2) その他の取扱い

特殊事情以外の場合においては、途中交代を認める要件として、次のいずれかに該当するときがある。ただし、交代の時期が一定の区切りと認められるほか、交代前後の技術力が同等以上に確保されると監督員が判断できる場合とし、受注者は、工事の規模、難易度に応じ一定期間重複して工事現場に配置するなどの措置をとることにより、工事の継続性を確保しなければならない。

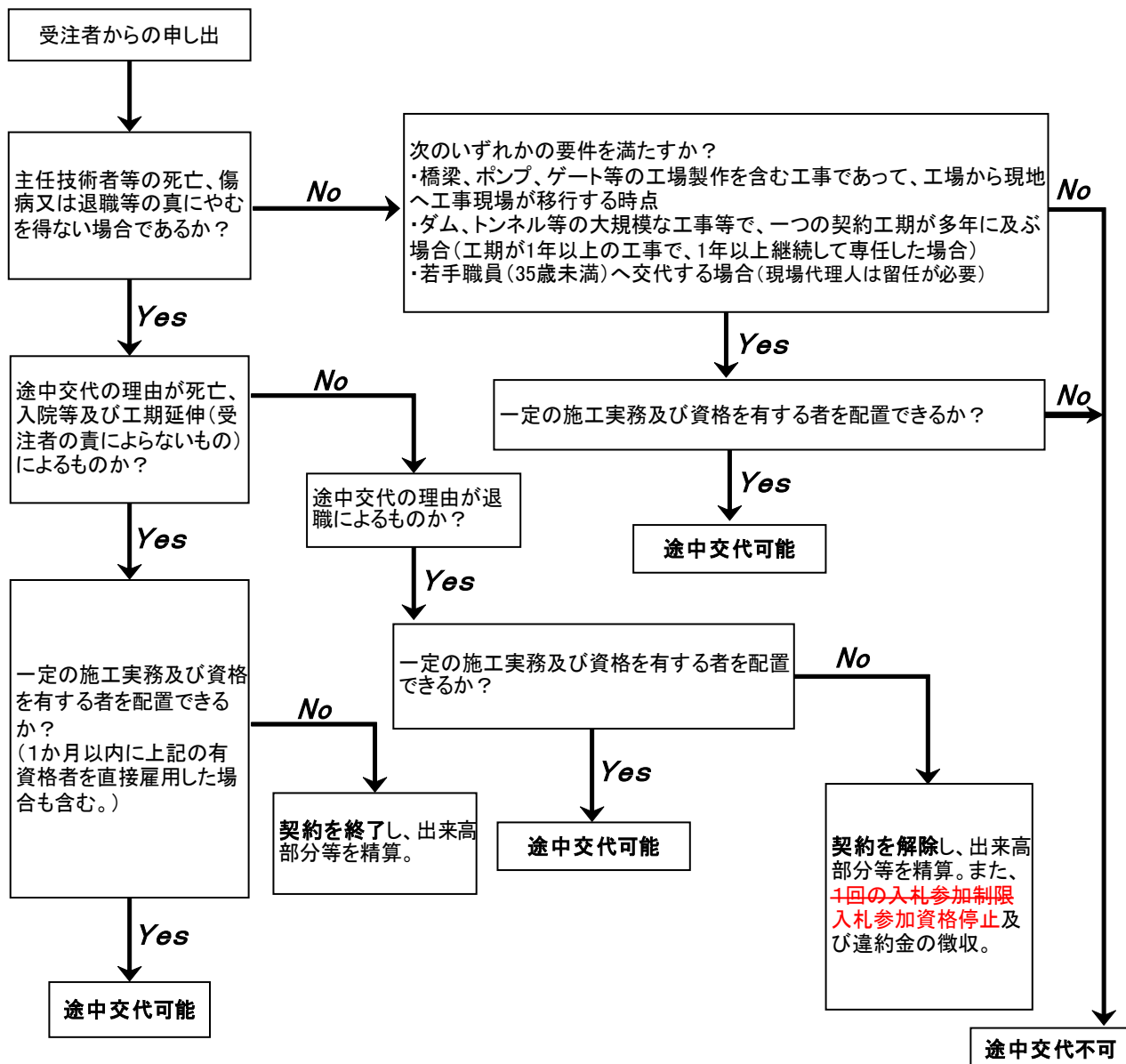
ア 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事現場が移行する時点

イ ダム、トンネル等の大規模な工事等で、一つの契約工期が多年に及ぶ場合（工期が 2 年以上の工事で、主任技術者等として 1 年以上継続して専任した場合）

ウ 若手職員（35 歳未満）へ交代する場合（ただし、現場代理人は留任する必要がある）

※ウは、H27.5.1 以降に入札公告又は指名通知を行う工事から適用

(3) フロー図（価格競争における専任の主任技術者の途中交代【契約締結以降の取扱い】）



1.7 主任技術者（専任を要しないもの）、低入札技術者又は監理技術者補佐の途中交代

(1) 途中交代の要件

県土整備部では、主任技術者（専任を要しないもの）、低入札技術者又は監理技術者補佐の工期途中での交代について、請負契約の的確な履行を阻害する恐れがあることから、慎重かつ必要最小限としている。このため、受注者は、主任技術者（専任を要しないもの）、低入札技術者又は監理技術者補佐の途中交代が必要になったときは、監督員と協議し、認められなければならない。

この途中交代を認める要件としては、技術者の死亡、傷病又は退職等の真にやむを得ない場合（15 総合評価落札方式における主任技術者等の途中交代（1）特殊事情の解釈等の場合）のほか、次のいずれかの要件を満たし、請負契約の的確な履行を阻害しないと監督員が判断できるときは、技術者の途中交代を認めるものとする。

なお、受注者は、いずれの場合にあっても、工事の継続性等を確保するとともに、請負契

## 19 工事関係者に関する措置請求

県土整備部では、工事現場の適切な施工体制の確保のため、「工事現場における施工体制の確認マニュアル」を定めて、監督員が工事現場の点検を行うこととしており、監督員は、この点検の結果等により、工事関係者の職務の執行が著しく不相当と認められたときは、局長等に報告しなければならない。

発注者は、受注者又は現場代理人に対して措置請求する必要があると認められるときは、不相当と認められるものの実態に応じて必要な措置を判断し、その理由を明示した書面により請求しなければならない。ただし、現場代理人に関する措置請求のときは、現場代理人に対して措置請求することはできない。

なお、措置請求には、工事関係者が日常的な契約履行に関する指示に度々従わない場合に不相当な行為等を繰り返さないための是正措置の指示のほか、工事関係者の途中交代を含むものである。

### 約款 第12条（工事関係者に関する措置請求）

発注者は、現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者（以下「主任技術者等」という。）を兼任する現場代理人にあつては、主任技術者等の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により必要な措置を取るべきことを請求することができる。

2 発注者又は監督員は、監理技術者等又は専門技術者であつて現場代理人を兼任しないものその他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を採るべきことを請求することができる。

3 受注者は、前2項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

4 以下 略

### 共通仕様書 第1編 1-1-36（工事関係者に対する措置請求）

#### 1.現場代理人に対する措置

発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

#### 2.技術者に対する措置

発注または監督員は、主任技術者（監理技術者若しくは監理技術者補佐）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

#### 【改定履歴】

H25.1 策定	H31.5 改定	R4.4 改定	R8.5 改定
H25.4 改定	R1.7 改定	R5.1 改定	
H26.1 改定	R1.9 訂正	R5.5 改定	
H26.3 改定	R1.12 改定	R6.5 改定	
H27.5 改定	R2.4 改定	R6.7 改定	
H28.7 改定	R3.2 改定	R7.2 改定	
H30.7 改定	R3.5 改定	R7.10 改定	

## 現場代理人及び主任技術者等選任（変更）通知書

令和 年 月 日

(発注者) 殿

受注者 住所  
氏名

次のとおり現場代理人及び主任技術者または監理技術者等を選任しましたので通知します。

## 1 工事名等

工事名		開札年月日	令和 年 月 日
工事箇所		契約年月日	令和 年 月 日

## 2 現場代理人

氏名(生年月日)	( . . 生)
現場代理人の委任除外権限	

現場代理人の  
顔写真を貼付

現場代理人

## 3 主任技術者または監理技術者

技術者の区分	技術者の専任性		
<input type="checkbox"/> 監理技術者	<input type="checkbox"/> 専任	<input type="checkbox"/> 兼任	<input type="checkbox"/> 専任特例1号
<input type="checkbox"/> 主任技術者	<input type="checkbox"/> 専任	<input type="checkbox"/> 兼任	<input type="checkbox"/> 専任特例1号
氏名(生年月日)	( . . 生)		
資格			
登録番号または資格者証番号			
雇用年月日			
営業所の専任技術者 (すべて記載すること)	建設工事の種類	氏名	生年月日
			( . . 生)
			( . . 生)
			( . . 生)
経營業務の管理責任者	-		( . . 生)

主任技術者または  
監理技術者の  
顔写真を貼付

主任(監理)技術者

(注) 1  には、当該工事に該当する一方をチェックまたは塗りつぶすこと。

監理技術者及び主任技術者の専任性の欄は、請負代金額が4,500万円以上（建築一式工事は9,000万円以上）の工事または入札参加資格として技術者の専任配置が求められた工事は「専任」とし、それ以外の工事は「兼任」とする。

2 現場代理人及び主任技術者または監理技術者と受注者との直接的、恒常的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証等（写しでも可）を提示すること。ただし、現場代理人については、原則として請負対象金額が200万円未満を除くものとするが、監督員が特に必要と認める場合には提示を求めることができる。

&lt;直接的な雇用関係&gt; 主任技術者等と所属建設業者との間に雇用に関する一定の権利義務関係が存在することであり、在籍出向者や派遣社員は含めない。

&lt;恒常的な雇用関係&gt; 入札参加資格として技術者の専任配置が求められた工事における主任技術者等は、開札日（随意契約は見積書提出日）以前に受注者と3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要である（当面は、鋼構造物維持修繕工事（鋼構造物工事で新設工事以外の修繕工事等）において配置する専任の主任技術者等に限り、開札日時点で所属建設企業と雇用関係にあることで足りるものとする）。

3 資格欄には、建設業法第7条第2号イ、ロ及びハ並びに第15条第2号イ、ロ及びハのうち該当するものを記入すること。資格が、建設業法第7条第2号ハ及び第15条第2号イ、ハに該当するものは技術者取得資格証明書の写し（建設業法第27条第1項に規定する技術検定に合格した者については、合格証明書受領までの期間（合格通知書の公布日より半年程度）は合格通知書の写しで可）を、建設業法第7条2号イ、ロ及び第15条第2号ロに該当するものは実務経験証明書を添付すること。

4 下請金額の総額が5,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上となる工事については、監理技術者を選任し、監理技術者資格者証の写し及び監理技術者講習修了証の写しをそれぞれ表、裏とも添付すること。

5 監理技術者が「兼任」の場合は、別に定める「監理技術者補佐選任（変更）通知書」を提出すること。

6 営業所の専任技術者氏名欄には、許可を受けた業種毎に各営業所に配置されたすべての技術者について記載すること。

7 この選任通知書は、総合評価落札方式の場合には、落札候補者となった時点で契約事務担当者へ、その他の場合には契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員へ提出すること。

なお、この選任通知書の内容が変更になった場合は、変更日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出すること。

8 監理技術者及び主任技術者が「専任特例1号」の場合は、別に定める「人員の配置を示す計画書」の写しを提出すること。

## 監理技術者補佐選任（変更）通知書

令和 年 月 日

（発注者） 殿

受注者 住所  
氏名

次のとおり監理技術者補佐を選任しましたので通知します。

## 1 工事名等

工事名		開札年月日	令和 年 月 日
工事箇所		契約年月日	令和 年 月 日

## 2 監理技術者補佐

氏名（生年月日）	（ . . 生）
資格	
登録番号又は資格者証番号	
雇用年月日	

監理技術者補佐  
の顔写真を貼付

監理技術者補佐

- (注)
- 監理技術者補佐とは、監理技術者の行うべき建設業法第26条の4第1項に規定する職務を補佐する技術者をいう。
  - 選任した監理技術者補佐は、当該工事現場に専任配置すること。
  - 監理技術者補佐と受注者との直接的、恒常的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証等（写しでも可））を提示すること。  
<直接的な雇用関係> 監理技術者補佐と所属建設業者との間に雇用に関する一定の権利義務関係が存続することであり、在籍出向者や派遣社員は含めない。  
<恒常的な雇用関係> 監理技術者補佐は、開札日以前に受注者と3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要である。
  - 資格欄には、次の①又は②のいずれかに該当する資格を記入すること。  
①当該工事に関し、建設業法第7条第2号イ、ロ及びハに該当する者のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者。  
②建設業法第15条第2号イ、ロ及びハに該当する者。  
資格が、建設業法第7条第2号ハ及び第15条第2号イ、ハに該当するものは技術者取得資格証明書の写し（建設業法第27条第1項に規定する技術検定に合格した者については、合格証明書受領までの期間（合格通知書の交付日より半年程度）は合格通知書の写しで可）を、建設業法第7条2号イ、ロ及び第15条第2号ロに該当するものは実務経験証明書を添付すること。
  - この選任通知書は、落札候補者となった時点で契約事務担当者へ、工事途中に監理技術者補佐を設置して当該監理技術者を他工事と兼務させる場合、その変更する日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員へ提出すること。  
なお、この選任通知書の内容が変更になった場合は、変更日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出すること。

## 低入札工事の専任配置技術者選任（変更）通知書

令和 年 月 日

（発注者） 殿

受注者 住所  
氏名

次のとおり低入札工事の専任配置技術者を選任しましたので通知します。

## 1 工事名等

工事名		開札年月日	令和 年 月 日
工事箇所		契約年月日	令和 年 月 日

## 2 低入札工事の専任配置技術者

氏名（生年月日）	（ . . 生）	技術者の 顔写真を貼付
資格		
登録番号または資格者証番号		
雇用年月日		
		専任配置技術者

- (注) 1 低入札工事の専任配置技術者とは、低入札価格調査制度に基づく、低入札価格調査基準価格を下回って契約締結する工事に増員配置する技術者をいう。
- 2 専任で増員する技術者と受注者との直接的、恒常的な雇用関係が確認できるもの~~（健康保険証等（写しでも可））~~を提示すること。  
<直接的な雇用関係> 専任で増員する技術者と所属建設業者との間に雇用に関する一定の権利義務関係が存続することであり、在籍出向者や派遣社員は含めない。  
<恒常的な雇用関係> 専任で増員する技術者は、開札日以前に受注者と3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要である。
- 3 資格欄には、建設業法第7条第2号イ、ロ及びハのうち該当するものを記入すること。  
資格が、建設業法第7条第2号ハに該当するものは技術者取得資格証明書の写し（建設業法第27条第1項に規定する技術検定に合格した者については、合格証明書受領までの期間（合格通知書の交付日より半年程度）は合格通知書の写しで可）を、建設業法第7条第2号イ、ロに該当するものは実務経験証明書を添付すること。
- 4 この選任通知書は、落札候補者となった時点で契約事務担当者へ提出すること。  
なお、この選任通知書の内容が変更になった場合は、変更日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出すること。

(様式 1)

## 主任技術者兼務届

令和 年 月 日

(発注者) 殿

(受注者名)

住所

商号または名称

代表者名

次の工事に係る主任技術者を兼務配置したいので届出します。

工期の始期が早い順に上から記載

主任技術者	氏名	生年月日	令和 年 月 日
		連絡先	

### 工事①

発注機関名			
工事名			
路線名等			
工事箇所	申請可能な場所：県土整備事務所の各事務所管内（鳴門支所および那賀支所はそれぞれ別事務所として扱う） <b>東部県土整備局または各総合県民局県土整備部の各庁舎管内</b>		
当初請負代金額			
建設工事の種類			
工期	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日

### 工事②

発注者名			
工事名			
路線名等			
工事箇所	申請可能な場所：県土整備事務所の各事務所管内（鳴門支所および那賀支所はそれぞれ別事務所として扱う） <b>東部県土整備局または各総合県民局県土整備部の各庁舎管内</b>		
当初請負代金額			
建設工事の種類			
工期	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日

※ 本届は、各工事の契約事務担当者または監督員に提出すること。

(様式 6)

## 監 理 技 術 者 兼 務 届

令和 年 月 日

( 発 注 者 ) 殿

(受注者名)

住 所

商号または名称

代表者名

次の工事に係る技術者を専任特例 2 号として兼務配置したいので届出します。

<b>専任特例 2 号</b>	氏名		生年月日	令和 年 月 日
			連絡先	

工期の始期が早い順に上から記載

<b>工事①</b>				
発注機関名				
工事名				
路線名等				
工事箇所	申請可能な場所：「徳島・鳴門・吉野川」、「阿南・那賀・美波」、「美馬・三好」のいずれかの県土整備事務所および支所 東部県土整備局または各総合県民局県土整備部の各庁舎管内			
当初請負代金額				
建設工事の種類				
工期	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日	
監理技術者補佐	氏名		保有資格	

<b>工事②</b>				
発注機関名				
工事名				
路線名等				
工事箇所	申請可能な場所：「徳島・鳴門・吉野川」、「阿南・那賀・美波」、「美馬・三好」のいずれかの県土整備事務所および支所 東部県土整備局または各総合県民局県土整備部の各庁舎管内			
当初請負代金額				
建設工事の種類				
工期	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日	
監理技術者補佐	氏名		保有資格	

※ 本届は、各工事の契約事務担当者または監督員に提出すること。

※ 同一の監理技術者が、専任特例 1 号を活用した工事と専任特例 2 号を活用した工事現場を兼務することはできない。







監理技術者となり得る資格（建設業法第15条第2号イ又はハに該当する者）

資格区分		建設業の種類																															
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	ほ	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解			
建設業法	合格証明書	一級 建設機械施工技士	○				○						○																				
		一級 土木施工管理技士	○				○	○				○	○	○			○											○		○			
		一級 建築施工管理技士		○	○	○	○	○	○			○	○	○			○	○	○	○	○		○			○					○		
		一級 電気工事施工管理技士							○																								
		一級 管工事施工管理技士								○																							
		一級 電気通信工事施工管理技士																												○			
		一級 造園施工管理技士																												○			
建築士法	免許証	一級 建築士			○	○				○	○									○													
技術士法	登録	建設・総合技術監理(建設)	○				○		○				○	○											○						○		
		建設「鋼構造及びびコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造及びびコンクリート」)	○				○		○			○	○												○						○		
		農業「農業農村工学」・総合技術監理(農業「農業農村工学」)	○				○																										
		電気電子・総合技術監理(電気電子)							○															○									
		機械・総合技術監理(機械)																				○											
		機械「流体機器」「熱・動力エネルギー機器」・総合技術監理(機械「流体機器」「熱・動力エネルギー機器」)									○												○										
		上下水道・総合技術監理(上下水道)									○																		○				
		上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理(上下水道「上水道及び工業用水道」)										○																○	○				
		水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)	○					○								○																	
		森林「林業・林産」・総合技術監理(森林「林業・林産」)																										○					
		森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)	○					○																			○						
		衛生工学「建築物環境衛生管理」・総合技術監理(衛生工学「建築物環境衛生管理」)										○																					
		衛生工学「水質管理」・総合技術監理(衛生工学「水質管理」)										○																			○		
衛生工学「廃棄物・資源循環」・総合技術監理(衛生工学「廃棄物・資源循環」)										○																			○	○			
その他		建設業法第15条第2号ハの規定により同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件(H元.1.30建設省告示第128号)に該当する者	○	○						○	○		○											○									

## 現場代理人及び主任技術者等の兼務

### I 専任特例を活用しない場合

#### 【適用表】

適用	位置関係	主な適用条件
1	同一場所	現場代理人の兼務の条件明示をした場合に限る。
2	近隣場所等	一体性が認められ、1つの工事とみなせる場合に限る。 当初工事以外の契約が随意契約の場合に限る。
3	同一旧市町村内 または工事間直線距離が <sup>6</sup> 10km以内	
4	同一 <sup>7</sup> 序舎事務所又は支所管内(同一旧市町村内を除く)	
5	県内	当初請負額2,000万円未満の区画線工事等に限る。

#### 【留意事項】

※兼務の取扱いにあたっては、必ず「現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル」を併せて参照のこと。

※営業所の専任技術者等と現場代理人及び主任技術者の兼務の取扱いについては、P104参照のこと。

### 1 同一場所の工事の場合

2つの工事の現場代理人及び主任技術者を兼務できる。

	工事 I	工事 II		兼務届
主任技術者	A	A	⇒	必要
現場代理人	A	A	⇒	必要

※上表は兼務可能な最大のパターンを示す。

#### 【適用条件】

- ・隣接する工事(序舎事務所または支所を跨いで隣接する場合を含む)に限る。
- ・現場代理人の兼務について、あらかじめ現場説明書等により条件明示した場合に限る。
- ・請負代金額に関係なく適用できる。

#### 【留意事項】

- ・1つでも監理技術者となる場合(下請総額5,000万円以上(建築一式工事は8,000万円以上))は、適用できない。

### 2 複数の工事を一つの工事とみなせる場合

複数の工事の現場代理人及び主任技術者(監理技術者)を兼務できる。

	工事 I	工事 II (随契)	工事 III (随契)	.....	兼務届
主任技術者 (監理技術者)	A	A	A	..... ⇒	不要
現場代理人	A	A	A	..... ⇒	不要

※上表は兼務可能な最大のパターンを示す。

#### 【適用条件】

- ・それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められ、複数の工事を1つの工事とみなせる場合に限る。
- ・当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。
- ・請負代金額に関係なく適用できる。

#### 【留意事項】

- ・複数の工事の下請金額の合計が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)以上となる場合は、特定建設業の許可が必要であり、工事現場に監理技術者を配置しなければならない。
- ・複数の工事の請負代金額の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は9,000万円)以上となる場合は、主任技術者(監理技術者)はこれらの工事現場に専任の者でなければならない。

#### 4 同一庁舎事務所又は支所管内(同一旧市町村内を除く)の工事の場合

現場代理人となっている者は、他工事の現場代理人及び主任技術者を兼務できない。

	工事 I	工事 II
主任技術者	A	B
現場代理人	A	B

または

	工事 I	工事 II
主任技術者	A	A
現場代理人	B	C

⇒

兼務届
必要※

※工事 I 及び II ともに請負代金額が4,500万円未満の場合は不要

##### 【適用条件】

- ・請負代金額に関係なく適用できる。

##### 【留意事項】

- ・1つでも監理技術者となる場合(下請総額5,000万円以上(建築一式工事は8,000万円以上))は、適用できない。

#### 5 区画線工事等の場合

2つの工事の現場代理人及び主任技術者を兼務できる。

	工事 I	工事 II
主任技術者	A	A
現場代理人	A	A

⇒

兼務届
不要
必要

⇒

※上表は兼務可能な最大のパターンを示す。

##### 【適用条件】

- ・徳島県が発注する2つの工事。  
ただし、徳島県の県土整備部以外の部局(以下、他部局)が発注する工事と兼務する場合は、他部局の監督員の許可を得るものとする。
- ・工事の種類が区画線工事、舗装工事、標識設置工事(交通安全施設工事)、照明灯工事(電気設備工事)、電気通信工事。
- ・当初請負代金額が2,000万円未満の工事。
- ・県内全域に適用できる。

##### 【留意事項】

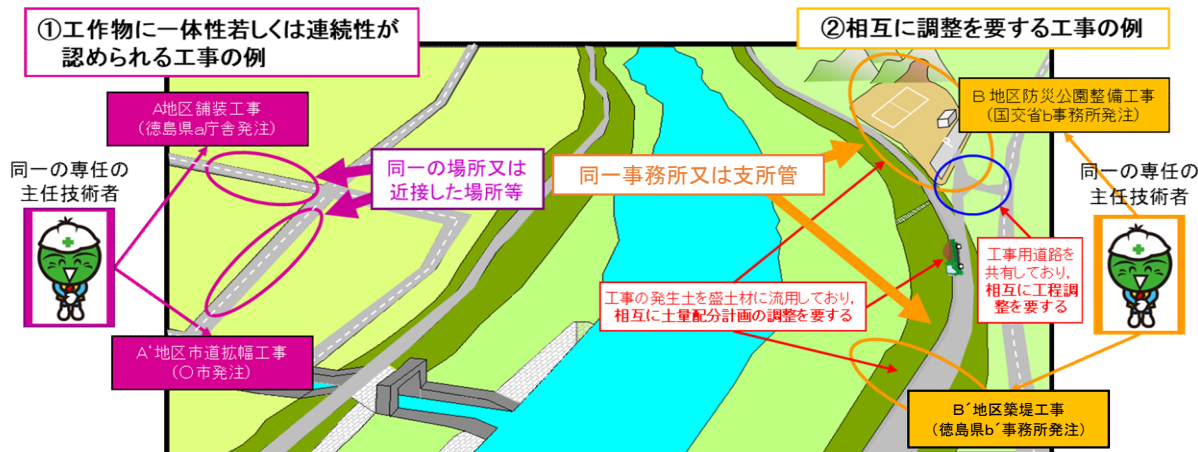
- ・1つでも監理技術者となる場合(下請総額5,000万円以上(建築一式工事は8,000万円以上))は、適用できない。

### ●専任の主任技術者が県工事以外の工事と兼務できる場合の例

#### 【徳島県が発注する工事以外の工事との兼務を認める要件】

- ①工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事  
例：同一の場所又は近接した場所等で、一体性若しくは連続性が認められる場合
- ②施工にあたり相互に調整を要する工事  
例：資材の調達を一括で行う場合  
工事の相当部分を同一の下請け業者で施工する場合  
工程調整や安全確保のための調整を要する場合  
土量配分計画の調整を要する場合

県工事同士は、相互に調整を要する工事として取扱う。



**2 同一庁舎事務所又は支所管内(同一旧市町村内を除く)の工事の場合**

現場代理人となっている者は、他工事の現場代理人及び主任技術者を兼務できない。

	工事 I	工事 II
請負代金額	4,500万円以上1億円未満	
専任特例1号	A	A
現場代理人	B	C
連絡員	B	C

※上表は兼務可能な最大のパターンを示す。

**【留意事項】**

- ・連絡員の配置要件については、必ず「11 専任を要する技術者の工事現場の兼務」を参照すること。

## 監理技術者が兼務できる場合(専任特例2号)の例【当面の運用】

監理技術者は、2つの工事を兼務できる。

	工事 I	工事 II	⇒	兼務届
専任特例2号	A	A		必要
現場代理人	B	C		
監理技術者補佐	B	C		

※上表は兼務可能な最大のパターンを示す。

### 【適用条件】

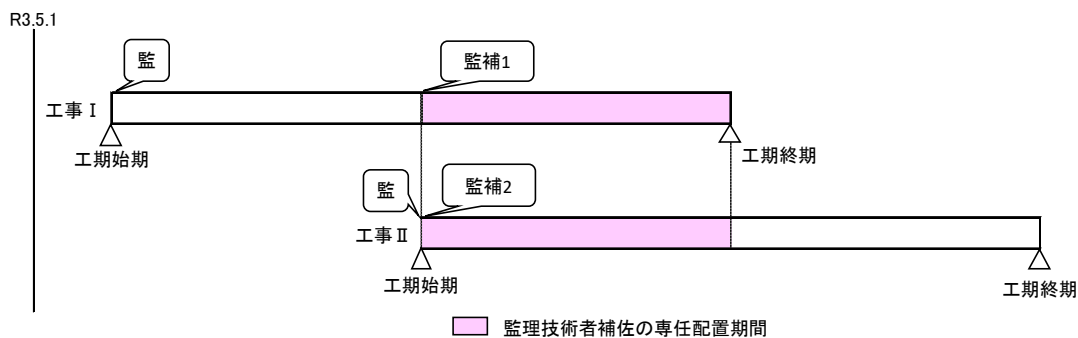
- 東部県土整備局または各総合県民局の各局管内の2つの工事。
- ・「徳島・鳴門・吉野川」、「阿南・那賀・美波」、「美馬・三好」のいずれかの県土整備事務所及び支所管内における2つの工事。
- ・「徳島県が発注する当初請負対象金額が2億円未満の工事」または「国、地方公共団体またはこれらに準ずる機関が発注し監理技術者の兼務が認められている公共工事」であること。
- ・低入札工事でないこと。
- ・監理技術者補佐を工事 I、工事 II にそれぞれ専任で配置できること。等

### 【留意事項】

- ※特例監理技術者と現場代理人は兼任できない。
- ※同一の技術者が専任特例2号の現場と専任特例1号の現場を兼務することはできない。
- ※兼務の取扱いにあたっては、必ず「11 専任を要する技術者の工事現場の兼務」を併せて参照のこと。

契約時期に応じたケースは、以下のとおりとする。(※適用条件は上記と同様)

### 【ケース1】監理技術者は、2つの工事を兼務できる。



### 【ケース2】監理技術者となっている者は、他工事の監理技術者を兼務できない。

